

【添付資料 1】

資料編

令和 3 年 9 月版

緊急時対応の工事執行ガイドライン

1. 目的

緊急を要する事象が発生した場合、対応する工事の取扱いについては、該当する法、施行令、規則、要領及び協定等に基づき実施している。

本ガイドラインは緊急を要する事象別に適用する要領等を明確にし、その事務手続き及び取扱いの基本事項を整理し、円滑な工事の執行に資することを目的とする。

2. 適用の対象

本ガイドラインは、災害、事故、その他の不測事態等により、人命財産等に危険、損害及び著しい不便が発生又は発生する恐れがある事象（緊急を要する事象）への対応工事を施工する際の参考とする。

3. 記載事項

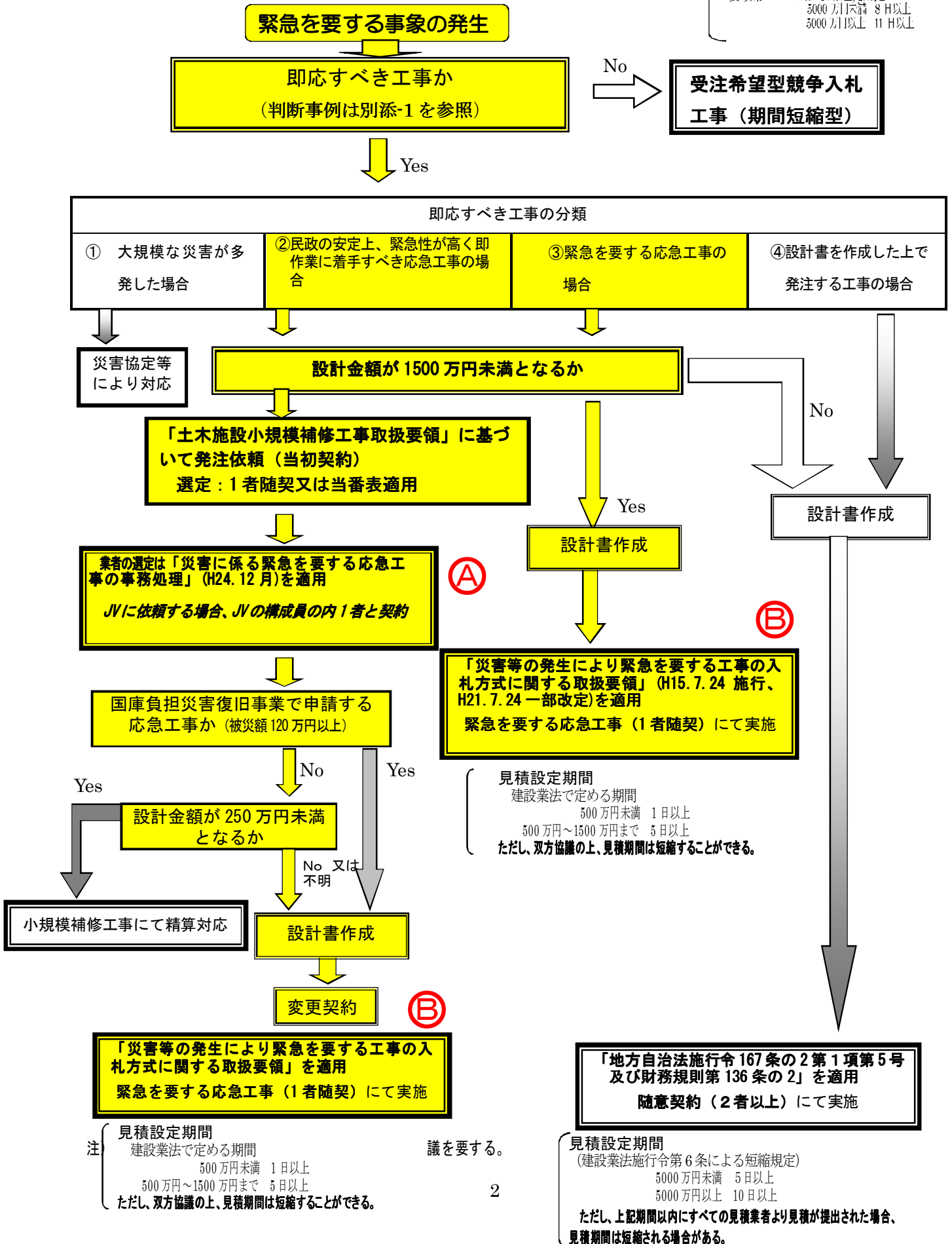
- ① 事象状況別の適用フロー
- ② 随意契約（2者以上）見積徴収者の特定方法
- ③ 即応すべき事象の判断事例

4. 留意事項

- ① 工事の実施にあたっては、即断しなければならない場合を除き、事業主管課と事前に対応方法を協議すること。
- ② 不測の事態による工法及び規模の変更を想定し適用要領等を選定するとともに、変更により適用額を超過する可能性が生じた場合は、その対応方法を事業主管課及び会計管理者と協議のこと。
- ③ 「即応すべき事象の判断事例」は現地の状況に応じ適用時の判断指標として取り扱うこと。（即応すべき工事の事象を特定するものではない）
- ④ 緊急を要する事象の状況により各要領の規定により難しい場合は、その対応方法を関係機関に協議すること。

1. 事象状況別の適用フロー（令和元年 10 月 11 日改定版）

公告期間（公告日～入札書提出期限）
 （建設工事に係る受注希望型競争入札実施
 要領第 2 項による短縮規定）
 5000 万円未満 8 日以上
 5000 万円以上 11 日以上



注 見積設定期間
 建設業法で定める期間
 500 万円未満 1 日以上
 500 万円～1500 万円まで 5 日以上
 ただし、双方協議の上、見積期間は短縮することができる。

見積設定期間
 （建設業法施行令第 6 条による短縮規定）
 5000 万円未満 5 日以上
 5000 万円以上 10 日以上
 ただし、上記期間以内にすべての見積業者より見積が提出された場合、
 見積期間は短縮される場合がある。

財務規則第 136 条の 2 第 1 項第 1 号において「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときは 1 人の者から見積書を徴することができる。」とあり、「契約の相手方が特定されるとき」とは、特殊な技術を必要とする工事等で、同一の技術を有する者が他にいない場合をいう。（「財務規則の運用について」第 136 の 2 関係 2 より）

◇ 1. 事象状況別の適用フローにおいて随意契約（2 者以上）方式により実施する場合、見積徴収者は、下記を参考に特定する。

2 随意契約（2 者以上）見積徴収者の特定方法

（1）施工能力の有無の確認

下記項目の該当状況を 1 次選定において確認する。

- （ア） 入札参加資格業種
- （イ） 等級格付け
- （ウ） 同種工事の実績
- （エ） 前年度の工事成績評定点（70 点以上）

（2）見積者徴収対象者の範囲

上記（1）を満たす者から、下記の項目順により地域要件を拡大する。

- （ア） 現場から近傍
- （イ） 該当市町村内
- （ウ） 隣接市町村
- （エ） 地方事務所管内
- （オ） 4 ブロック
- （カ） 全県

（3）見積業者の選定

上記（1）、（2）に加え、2 次選定において下記要件を勘案し、最終的に 2 者以上を確保する。

- 必要となる技術者資格（土木施工管理技士、舗装施工管理技術者、コンクリート技士、地すべり防止工事士等）
- 現場までの所要時間、距離
- 着手可能日（時）
- 施工体制を確保できる配置人員の有無
- 施工機械所有状況（必要機械、台数）

即応すべき事象の判断事例

工種	即応すべきもの（一般例を記載）
道路施設補修工	道路路床・路体及び重要構造物の損失・破損・変状に対し、早急に安全を確保しなければならない補修工 重要構造物：橋梁上下部工、土留工、法留工、トンネル防災設備、地下埋設物等
仮道の施工	近傍に迂回路のない主要幹線道路、幹線道路及び生活確保路線の流失に対する仮道の施工
仮橋設置	近傍に適切な迂回路がない場合の仮橋設置工事
崩落土除去	道路上に崩落した土砂の撤去及び運搬・処分（分割して発注できる整土工等を除く）
道路法面对策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浮石、不安定土塊の除去 ○ 崩落した法面あるいは崩落する危険性がある法面で、降雨等による法面侵食を防止するために当面必要となる応急対策としての法面保護工（シート工、モルタル吹付工） ただし、法面緑化工、法面保護構造物工を除く ○ 顕著な変動があり、緊急に資材の確保を要する法面保護工 ○ 道路利用者の安全を確保するために必要な仮設防護柵・仮設防護網の設置等
交通確保	○ 当面の交通を確保するために必要な応急対策工事
河川決壊防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨に関する情報が発表され、増水により決壊の恐れのある場合の仮締切工、河床整理工、護岸保護工、護岸嵩上げ工 ○ 河川増水時における水制工（捨てブロック、大型土のうの設置）ただし、捨てブロック製作工を除く
河川・流路 流下能力確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川埋塞土、支障木の除去 ○ 河道閉塞時の排水工（ポンプ排水等） ○ 仮排水路工
砂防施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画貯砂線以上の不安定貯砂土砂撤去工で、緊急に行わなければならない工事 （2次災害の発生要因となる土砂等流下防止対策） ○ 施設の損失・破損・変状があり、新たな災害を抑止するために行わなければならない補修工事
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべりが発生し、民生の安定のために緊急に実施しなければならない工事 ○ 地すべり防止施設の破損により、地すべりが発生する危険性がある場合の対策工
急傾斜	○ 急傾斜地及び急傾斜崩壊防止施設に変状等があり、降雨等による新たな被災を防止するために緊急に行わなければならない工事

注) 恒久対策工事は、基本的に即応すべき事象に含まれない。

24 建政技第 262 号
平成 24 年（2012 年）12 月 5 日

建設部関係課長
建設部現地機関の長 様

建設部長

災害等に係る緊急を要する応急工事の事務処理について（通知）

このことについて、平成 17 年 6 月 15 日付 17 監技第 94 号「災害に係る緊急を要する応急工事の事務処理について」、平成 18 年 8 月 30 日付 18 県活第 267-2 号「平成 18 年 7 月豪雨災害の応急工事に関する契約事務について」により事務処理を行っているところですが、今後、本通知により事務処理を行うこととしましたので、適切な事務執行が行われるようにお願いします。

記

1. 災害に係る緊急を要する応急工事については、原則として、平成 21 年 7 月 24 日付「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱い要領の一部改正について」により行うものとします。
2. 民政安定上、緊急度が高く即作業に着手すべき応急工事等で、上記 1 による対応が困難な場合は、現地機関の長の判断により、迅速に施行することが可能な業者を選定の上、「土木施設小規模補修工事取扱要領」に基づいて、様式 2-1（発注依頼書）により業者に依頼するものとします。
ただし、業者選定理由については、明確に説明できるよう整理をお願いします。
3. 上記 2 において次のケースについては、依頼業者から提出される工事内訳書（様式 4）及び写真の内容を審査の上、設計書を作成し、依頼業者を選定し、1 者随意契約を締結するものとします。
 - 1) 河川課等と協議の上、国庫負担公共土木施設災害復旧事業を申請する応急工事
 - 2) 国庫負担公共土木施設災害復旧事業の対象外であり、設計金額が 200 万円以上となる応急工事

4. 契約の位置付け

- ・緊急性が高く、即作業に着手すべき工事については、土木施設小規模補修工事取扱要領（以下「要領」という。）第 7 に基づく「請求方式」により工事発注依頼を行っています。

その後、結果として設計金額が要領第 2 に規定する金額を超えた場合（当該通知 3 の 1 の場合も含む。）、設計書を作成し、随意契約を締結するものですので、当該随意契約は「発注依頼書（様式 2）により発注」した工事の「変更契約」の位置付けとなります。

・ 契約締結日

前記 1 のとおり変更契約ですので、契約日を遡る必要はありません。

・ 契約保証金

現場が契約金額の 100 分の 10 以上完成しており、かつ、財務規則第 143 条第 3 号に該当するときは、契約保証金は納付免除としてください。

5. 道路業務における小規模維持補修工事試行要領により受託した特定共同企業体においては、その構成員のうちの 1 者と上記 2, 3 により、随意契約ができるものとします。

6. その他 参考資料としてフロー図及び変更契約書を添付しました。

建設政策課技術管理室

宮原 宣明 (室長) 石田 良成 (入札契約)

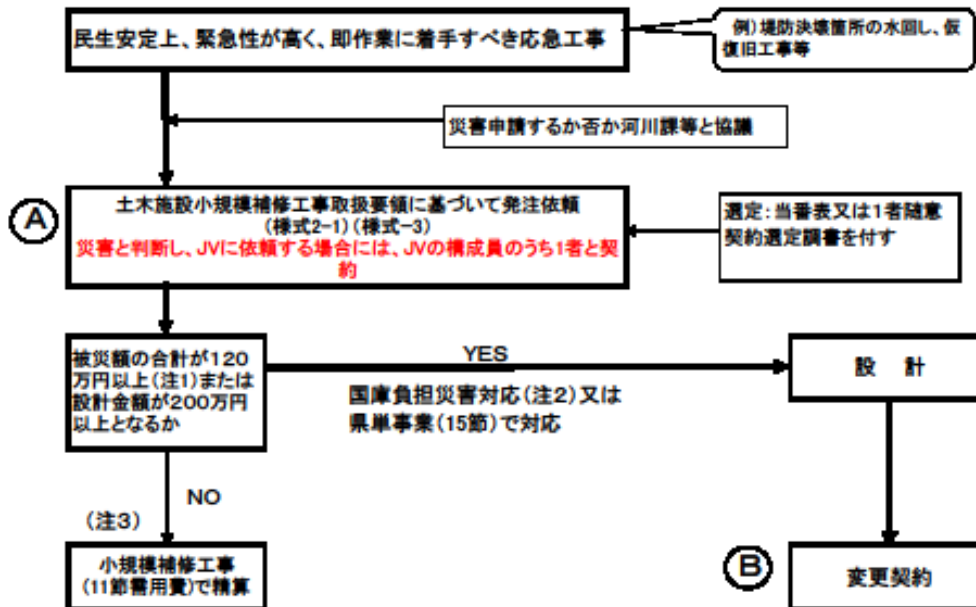
石坂 文彦 (基準指導)

電話 026(235)7313,7323

FAX 026(235)7482

e-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

民生安定上、緊急性が高く、即作業に着手すべき応急工事の事務処理フロー

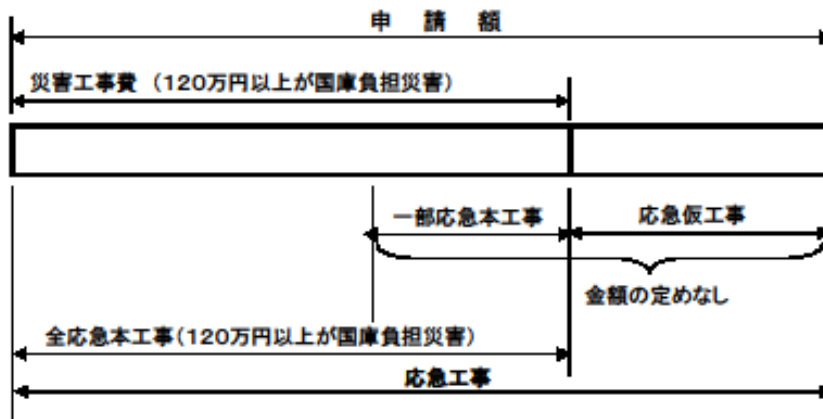


Ⓐ 当初契約
 「土木施設小規模補修工事取扱要領」に基づき、様式2-1(発注依頼書)により選定理由を付し、選定業者に依頼することにより、1者随意契約による当初契約(発注依頼日＝契約日とし、工期・工事内訳を明示)。

Ⓑ 変更契約
 ・「土木施設小規模補修工事取扱要領」による様式4(工事内訳書(設計図面等を含む))、及び工事写真を基に発注者側で設計書を作成
 ・「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」に基づいて、変更契約。

- 注1) 被災額の合計が120万円以上の解釈
 国庫負担申請する1箇所当りの災害工事費(応急本工事を含む)の合計額が120万円以上
 注2) 国庫負担災害対応となる応急工事
 一部応急本工事及び応急仮工事で金額の定めはありません
 注3) 県単災害で対応できる工事は、1. 2. 3. 1県単土木施設災害復旧費で精算願います

<国庫負担災害イメージ>



建設工事標準請負契約約款

(建設工事請負変更契約書)

収入
印紙

追加

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期

平成24年 ○月 ○日から
平成24年 ○月 ○日まで

小規模補修工事に基づく
発注依頼日からの工期を記載

- 4 請負代金額

¥●, ●●●, ●●●●円

随意契約金額を記載

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●, ●●●●円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に105分の5を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 **緊急災害・財務規則143条第3号に基づき納付免除**

- 6 調停人

〔注〕 発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定める場合は、氏名等を記載する。

- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

- 8 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○○○共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、長野県議会の議決（長野県知事の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

変更契約日を記載

平成24年〇月〇日

発注者 住 所
氏 名

印

受注者 住 所
氏 名

印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

関係課長様
発注機関の長様
会計局検査課長様

建設部長
農政部長
林務部長

災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領の一部改正について

このことについては、平成16年8月30日付け16監技第116号にて運用をしているところですが、このたび下記のとおり要領を一部改正しますので、取扱いについて遺憾のないようお願いいたします。

記

1 依頼業者の選定について

地域によっては前年度の工事成績点70点以上の者が所在しない場合があるため、発注機関の長の判断により、取扱要領第5条の2及び3により選定できることとした。(別紙参照)

2 工事成績評定点について

この取扱要領に基づき発注した工事については、発注金額に係わらず成績評定を実施しないこととした。(別紙参照)

建設部 建設政策課 技術管理室
小林 康成
油井 均(技術基準) 田下 昌志 (入札契約)
TEL 026(235)7323
FAX 026(235)7412
e-mail gjukan@pref.nagano.jp

災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、人命・財産に係る災害等が発生又は発生する恐れがある場合、緊急に応急対策工事（以下「応急工事」という）を実施するために必要な事項について定める。

(適用する業務)

第2条 応急工事は次にいずれかとし、緊急に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができなくなる工事とする。

1 仮道の施工

道路が寸断し、交通に著しい支障を及ぼし、民生の安定上「仮道」が必要な場合

2 崩土除去

道路に崩落土砂等が堆積し、交通に著しい支障を及ぼし、民生の安定上「崩土除去」が必要な場合

3 道路法面、路肩対策

道路の法面や路肩が危険な変状をきたし、交通に著しい支障を及ぼす場合

4 仮橋設置

橋梁が被災し、通行が困難となり、適当な迂回路がない場合

5 仮締切・決壊防止対策の施工

流水が浸入し、背後地に甚大な被害を与えている又は与える恐れが大きく「仮締切」の施工が必要な場合

6 埋塞土除去

河川に土砂等が堆積し、後背地及び下流域に甚大な被害を与えている又は与える恐れが大きい場合

7 仮設防護柵等の対策

地すべり土塊が人家付近に迫り、又は迫る恐れが大きく、仮設防護柵の対策が必要な場合

8 仮排水施設

下水の排水が著しく阻害される場合

9 その他

民生の安定上特に必要と認めるもの

(対象工事の限度額)

第3条 応急工事は、1件当りの工事費が予定価格において1500万円未満のものに適用する。

(契 約)

第4条 応急工事の契約に当っては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、財務規則第136条の2及び「指名競争又は随意契約によることができる場合について（昭和57年10月4日付け57会第54号）」第2の2項により、一者随意契約とする。

(業者選定)

第5条 随意契約業者は、次の要件をすべて満たすことを基準に選定する。ただし、当該地域に1に該当する者がいない場合には、発注機関の長は2及び3の要件により選定することができる。

- 1 前年度の工事成績評定点の優れた業者（平均点70点以上）
- 2 現場の地形・地質・気象や対策工法等に精通しており、短時間に現場に到着出来る業者
- 3 当該工事の施工能力を十分有する業者

(等級別発注標準)

第6条 業者選定にあたっては、等級別発注標準によらない。

(事務処理)

第7条 応急工事の事務処理は「応急工事の事務処理について」（別紙—1）により行う。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月24日から施行する。

応急工事の事務処理について

- 応急工事の事務処理については、「長野県建設工事事務処理規定」により行い、契約は一者随意契約により行う。
- 予定価格が概ね1500万円未満の工事に適用する。

1 工事成績評定の優れた業者

- (1) 前年度(4月1日～翌年3月31日まで)に完了した工事で、三公共(建設、農政、林務)の工事成績評定点の平均点が70点以上の優良業者
- (2) 優良業者の適用は当該年の6月1日から翌年の5月31日まで運用する。
- (3) 建設事務所管内の本店業者を対象とする。

2 選定上の留意事項

請負人選定委員会は、要領の第5により選定するが下記事項に留意する。

- (1) 災害現場までの距離
- (2) 特殊な工事では、業種・施工体制等を考慮する。
- (3) 特定業者が一巡した場合、再度選定できる。

3 契約までの事務について

- (1) 災害等が発生した場合、現地機関は担当事業課に報告し、担当事業課は施行通知を施行する。
- (2) 現地機関は請負人等選定委員会の実施、予定価格の算出、出納機関への事前審査(予定価格1000万円以上の場合)等必要な事務手続きを実施する。
- (3) 随意契約する相手方業者に見積りを依頼する。
- (4) 業者は自社の都合により見積りを断ることが出来る。その場合は別の業者を選定する。
- (5) 見積り期間は原則として建設業法で定める期間とする(予定価格が500万円に満たない工事については1日以上。500万～1500万円までの工事については5日以上(注参照))。ただし、双方協議の上、見積り期間を短縮することができる。
- (6) 業者と見積り合わせを行う。見積り回数は4回を限度とする。
- (7) 契約相手、契約内容についてはホームページで公開する。

4 支出科目

応急工事に係る費用は、工事請負費により支出する。これによりがたい場合は、別途担当事業課と協議し執行すること。

5 その他

- (1) 工事の仕様、管理基準等は県で定めているものによる。
- (2) 本要領に基づいて発注した工事については、工事成績評定を実施しない。

注) 見積り期間は、休日、祝日に関係なく契約内容の掲示から契約の締結までの間に設ける期間である。例えば5月1日に契約内容を提示した場合には500万円未満の場合は5月3日、500万～1500万の場合は5月7日以降に契約を締結することとなる。(建設業法逐条解説 20条より)

建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る年間発注計画（見通し）一覧表

令和2年度 佐久建設事務所 佐久建設事務所									
No	案件名称	業種（種別）	箇所名	施行区分	入札方式	期間	案件概要 (主な構造物等)	公告予定時期	備考
1	令和2年度 1災公共土木施設災害復旧・県単河川維持合冊工事	とび・土工・コンクリート工事	御代田町 (-)湯川 御代田町 湯川ダム (2) 他1	工事	総合評価	約8ヶ月	復旧延長 L=1,648m 堆砂土除去工 V=25,900m ³ 工事用道路工 L=1,800m	6月	契約済み
2	令和2年度 国補河川復旧助成・河川災害関連合冊工事 (1年災)	土木一式工事	佐久市 (-) 田子川 佐久市 常和	工事	総合評価	約12ヶ月	施工延長 L=615m ブロック積工 A=5000m ²	11月	概算額 4億円 復興JVの入札参加案件案件名称の変更 期間の変更 概算額の変更
3	令和2年度 国補河川復旧助成工事 (1年災)	土木一式工事	佐久市 (-) 谷川 佐久市 入沢					11月	概算額 3億5千万円 復興JVの入札参加案件 概算額の変更
4	令和2年度 国補道路メンテナンス (橋梁) 工事	とび・土工・コンクリート工事	佐久市 (国) 254号 佐久市 出入沢橋				護岸工 L=0m (両岸)	11月	
5	令和2年度 国補道路メンテナンス (橋梁) 工事	とび・土工・コンクリート工事	佐久市 (国) 142号 佐久市 青木橋				ブロック積工 S1=0m、A=0m ²	11月	
			佐久市 (-) 小諸中 佐久市 乙女跨 中佐都橋					10月	とりやめ
			(王) 小諸軽 小諸市 ケカ	工事	受注希望	約6ヶ月	道路照明設置工 (信号共架) N=1基	7月	契約済み
10	令和2年度 県単河川維持工事	土木一式工事	御代田町 佐久 内一円 (-) 御代田町 広戸						

「案件概要」欄
工事（業務）の規模観が分かるように記載
(記載例)
護岸工 L=0m (両岸)
ブロック積工 S1=0m、A=0m²

「土木一式」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「森林整備業務」については、別紙1による「工事区分」を記載
(例)
<通常発注標準> <特例発注標準>
・土木一式工事⑤ ・土木一式工事⑥
・舗装工事③

「備考」欄
大規模災害に伴う災害復旧工事については、下記事項（該当項目）について記載すること
・概算額1千万円未満は「〇百万円」、1千万円以上は「〇千万円」と記載
・「復興JVの入札参加案件」と記載
・「特例発注標準適用」と記載

1 - 3 随意契約

事務連絡

平成24年(2012年)1月24日

発注機関工事事務担当係長 様

技術管理室入札・契約班
副主任専門指導員

建設工事等に係る随意契約にあたっての留意事項について

受注希望型競争入札等において「応札者がいないとき」の対応については、平成22年2月25日付け21建政技第366号通知（以下「随意契約通知」という。）でお知らせしたところですが、随意契約における一者見積について、下記のとおり取り扱うこととしますので事務処理に当たりご留意願います。

記

1 対象となる工事等

随意契約通知第3第2号の「原則として二者以上から見積書を聴取」について、次の(1)又は(2)いずれかに該当する工事〔業務〕（以下「工事等」という）については、一者による見積書の聴取となった場合でも、契約を締結できるものとする。

なお、適用にあたり該当する理由を説明した書類を作成するものとする。

- (1) 二者以上へ見積書の提出を依頼したが、工事等の内容が特殊又は条件不利地域等のため提出者が一者のみとなり、当該提出者以外に見積書が提出される見込みがない場合。
- (2) 二者以上の事業者が一旦見積書を提出したが、最終的に辞退等により一者のみの提出となったときに、再度の一般競争入札又は見積書合わせの実施では、災害又は施工期が冬季となるなどの理由により支障をきたす場合。

2 対象とする入札

受注希望型競争入札（1,500万円未満）及び参加希望型競争入札とする。なお、当該対象入札以外で、災害復旧工事等緊急を要する場合は、事業課と相談すること。

3 留意事項

当該通知の

適用にあたっては、地方自治法施行令167条の2第1項第8号及び財務規則第136条の2第1項による随意契約通知の趣旨を理解のうえ、工事等の緊急性、特殊性等を考慮して実施すること。

建設政策課 技術管理室 入札・契約班

中田 英郎 (担当)宮下 浩秋

電話 026-235-7313

防災無線 8-231-3346



ファクシミリ 026-235-7482

E-mail gjjukan@pref.nagano.lg.jp

土木一式 発注標準表（特例）

格付け	A	B	C	D	E
	953点以上	952～812	811～741	740～657	656以下
1億6,000万円～					
8,000万円～1億6,000万円未満					
5,000万円～8,000万円未満					
3,000万円～5,000万円未満					
1,500万円～3,000万円未満					
800万円～1,500万円未満					
800万円未満					

凡例

-  適用する区分
-  一部工事で適用する区分

※「土木一式 発注標準表（特例）」は、令和3年2月15日以降の全公告案件（土木一式工事）に適用します。

※ 入札参加資格者の標準的な区分であり、個別案件ごとに具体的な参加要件を定めますので、個別案件ごとに入札公告を確認のうえ、入札してください。

※ 入札参加可能企業が少ない場合、入札不調の場合、及び入札不調が見込まれる場合には、「営業所の所在地に関する要件」を拡大する場合があります。

※ 技術力を要する工事については、県外企業を含む要件とする場合があります。

※ 総合評価落札方式を採用する場合は、総合評価落札方式の配点例を参考に適宜設定します。

なお、大規模災害に伴う災害復旧工事については、「災害復旧工事」の要件例・配点例の8,000万円の上限は外すものとします。

※ 災害の場合の地域要件は10ブロックを基本としていますが、不調・不落防止に向け、状況に応じて隣接のブロック（交通や生活圏を考慮）等への拡大を検討するものとします。（発注機関の長の判断により、応札が見込める範囲への地域要件の拡大を検討します）

長野県における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体)
を活用するための当面の運用について

1 趣旨

大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドラインの適用災害(以下、「大規模災害」という。)により大きな被害を受けた本県において、不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、長野県内の建設企業が共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 大規模災害による災害に係る復旧工事で、予定価格(税込)が8千万円以上の土木一式工事であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約の対象となる工事でないこと。

3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社、3社又は4社とする。

4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体の登録を申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 構成員の全てが、県内に本店又は営業所を有し、土木一式工事に係る業種について、長野県の建設工事入札参加資格の登録を受けていること。
- (2) 全ての構成員に、土木一式工事に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

また、共同施工を行う場合であって、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することができるものとする。

なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

5 構成員の組合せ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、土木一式工事において建設工事における資格総合点数別発注標準

表（以下「発注標準表」という。）の格付でA等級以上に格付されている者であること。

(2) 代表者以外の構成員の格付は、発注標準表の格付でC等級以上に格付されている者であること。

(3) 代表者以外の構成員のうち、少なくとも1社は、被災地域管内に本店を有していること。

6 代表者が欠けた場合の取扱い

構成員のうち代表者が脱退、除名、破産、解散その他の事由により要件を満たさなくなった場合は、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

7 入札参加資格総合点数

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格総合点数は、構成員のうち発注標準表の格付でA等級以上を有する者が資格審査において算定された入札参加資格総合点数とする。

(2) 前項の場合において、構成員のうちA等級以上を有する者が複数ある場合は、A等級以上を有する構成員の入札参加資格総合点数の平均値とし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

8 結成方法

自主結成とする。

9 登録

(1) 一の企業が入札参加登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、3を上限とする。
（特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体による登録の数は除く。）

また、同一の企業が、単体若しくは、経常建設共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体の有効期限は、登録を受けた日の翌日から各構成員が登録されている建設工事入札参加資格の有効期間の終期までとする。

10 出資割合

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(3) 4社の場合 15パーセント以上

11 入札参加登録申請

復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書（様式第1号）

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2-1号又は第2-2号）の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

12 申請の時期

復旧・復興建設工事共同企業体に係る入札参加資格の登録を申請する時期は、随時とする。

13 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書は、様式第2-1号又は第2-2号に準じて作成しなければならない。

14 変更等の届出

復旧・復興建設工事共同企業体登録者名簿の内容に変更が生じた場合は、復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録変更届（様式第3号）により提出すること。

15 解散の時期

復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、復旧・復興建設工事共同企業体解散届（様式第4号）を提出した場合は、入札参加資格の登録を抹消するものとする。

ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3箇月を経過するまでの間は解散できないものとする。

16 申請書等の提出先

第11、第14及び第15に掲げる書類の提出先は、復旧・復興建設工事共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を管轄する建設事務所とし、提出方法は持参又は郵送のいずれによることもできるものとする。

17 単体又は経常建設共同企業体としての名簿登載の効力

復旧・復興建設工事共同企業体の登録を受けた場合であっても、既に建設工事入札参加資格に登載されている単体又は経常建設共同企業体としての資格は失わないものとする。

18 入札参加の制限

一の建設企業が単体、経常建設共同企業体、特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のうち、複数の形態により同一の入札に参加することはできない。

19 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合においては、構成員のうち1社以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興建設工事共同企業体を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱うものとする。

20 特定共同企業体の構成員となることの制限

復旧・復興建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体の構成員である一の建設企業が単体又は経常建設共同企業体として特定

建設工事共同企業体の構成員となることを妨げない。

21 その他

この運用の施行に関し必要な事項は、別に定める。

22 適用

この運用は、本ガイドライン通知日から**令和6年3月までの公告案件**に適用できるものとする。

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

(ふりがな)

共同企業体の名称 ○○○復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、○○建設株式会社代表取締役○○○○を代表とする○○○○○○復旧・復興建設工事共同企業体を結成したので、長野県が発注する復旧・復興工事に参加したいので、協定書の写しを添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

	構成員の名称	建設業許可番号	許可年月日、許可業種
代表者		大臣 () 第 号 知事	年 月 日 土木一式工事
構成員		大臣 () 第 号 知事	年 月 日 土木一式工事
構成員		大臣 () 第 号 知事	年 月 日 土木一式工事
構成員		大臣 () 第 号 知事	年 月 日 土木一式工事

〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、長野県発注に係る復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、企業体に係る工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所	長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇
住 所	長野県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本

的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、復旧・復興工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事竣工の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するも

のとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した復旧・復興工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、長野県発注に係る復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、企業体に係る工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所	長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇
住 所	長野県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 当企業体の各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価額については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した復旧・復興工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

様式第3号

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録変更届

令和 年 月 日

長野県知事 様

共同企業体の名称 ○○復旧・復興建設工事共同企業体
代表者住所
商号又は名称
代表者名 ㊟

先に提出した復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書の記載事項に変更がありましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第4号

復旧・復興建設工事共同企業体解散届

令和 年 月 日

長野県知事

様

共同企業体の名称 ○○○復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

当企業体は、○○○復旧・復興建設工事共同企業体協定書第○条第○項に基づき、解散することを決定したので下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

2 解散年月日

〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|---|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | (構成員名) | % |
| | | (構成員名) | % |
| | | (構成員名) | % |
| | | (構成員名) | % |

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む）
 - （分担工事現場名） （構成員名） 〇〇円
 - （分担工事現場名） （構成員名） 〇〇円
 - （分担工事現場名） （構成員名） 〇〇円
 - （分担工事現場名） （構成員名） 〇〇円

〇〇〇〇〇〇外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

Q 1 復旧・復興建設工事共同企業体制度（復興JV）の目的は？
A 1 災害復旧工事は、迅速かつ効率的な施工を目的として、被災箇所を管轄する地域振興局（10ブロック）に本店を置く企業を入札公告時の要件として工事発注を行っていますが、大規模災害による災害復旧においては、被災箇所が多いことから、被災地域の単体企業では技術者の不足等により担えないため、被災地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保することを目的として、被災地域外の建設企業も構成員として参加できる復興JV制度を導入することとしました。
Q 2 どのような工事が対象となるのか？
A 2 予定価格が8千万円以上の土木一式工事を対象とし、工事箇所の施工規模、難易度等を総合的に勘案し、発注機関の長が対象案件を選定します。 復旧・復興建設共同工事企業体を入札参加要件として設定する場合は、入札公告にその旨を記載します。
Q 3 復興JVが入札に参加できる入札案件の営業所の所在地に関する要件は？
A 3 地域に精通した企業による施工が迅速かつ効率的な復旧につながることから、災害復旧工事は、10ブロックを基本として営業所の所在地の要件として設定します。ただし、工事規模、内容によって地域要件を拡大する場合があります。
Q 4 共同企業体の形態（甲型と乙型）の違いは？
<p>A 4 【甲型共同企業体】 全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して、一体となって工事を施工する方式です。 そのため、甲型の損益計算は、各構成員の企業会計への帰属は出資比率に応じたものとなります。</p> <p>【乙型共同企業体】 分担施工方式であり、各構成員間で共同企業体が請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任を持って工事を施工する方式です。 分割発注と似ていますが、最終的には他の構成員の施工した工事についても、互いに発注者に対して連帯責任を負うこととなります。</p> <p>トンネル工事や橋梁工事を施工する場合は、甲型共同企業体を設立する 경우가多く、小規模維持補修工事の場合は、乙型共同企業体を設立するケースが多い状況です。複数箇所を同時期に施工する場合には、乙型共同企業体に向いていますが、各構成員の分担工事及びその価格に応じて主任（監理）技術者を配置する必要があり、技術者不足の解決にはならない場合があります。</p>
Q 5 最上位等級とはどの格付けか？

A 5 格付けA 資格総合点数 953 点以上です。

Q 6 建設業許可の考え方は？（1）

A 6 【甲型共同企業体】

施工しようとする工事の種類の一部が構成員の何らかの許可業種に対応していることが必要となります。

【乙型共同企業体】

各構成員の施工する分担工事の種類と、その構成員の許可業種とが対応している必要があります。

例えば、H社の許可業種が「舗装」だけであれば、土木一式の工事を分担施工させることはできません。

Q 7 建設業許可の考え方は？（2）

A 7 共同企業体の構成員のうち最低 1 社が特定建設業の許可を有していれば、当該共同企業体が特定建設業の許可を有しているものとして扱います。

Q 8 技術者の配置は？

A 8 【甲型共同企業体】

全ての構成員に、主任又は監理技術者となることができる者がおり、各構成員の技術者を工事現場に専任で配置することを原則としますが、共同施工を行う場合は、工事現場に専任で配置する技術者は共同企業体から 1 名とし、他の構成員の配置する技術者は兼任とすることも可能とします。

【乙型共同企業体】

各構成員の分担工事及びその価格に応じて主任(監理)技術者を配置する必要があります。

Q 9-1 復旧・復興建設工事共同企業体の組み合わせは？

A 9-1 県内に本店又は営業所を有し、発注標準表の「土木一式工事」において、格付け A 等級以上（最上位等級）から格付け C 等級以上の建設企業の組み合わせとなります。

代表者は格付け A 等級以上から選出するとともに、地域の雇用確保のため、少なくとも 1 者は被災地域管内に本店を有する者を選定してください。

Q 9-2 「当面の運用 5 構成員の組合せ(3)」に「代表者以外の構成員のうち、少なくとも 1 社は、被災地域管内に本店を有していること」とあるが、代表者が被災地域管内の建設業者である場合、構成員も被災地域管内の建設業者としなければならないのか？

A 9-2 A9-1 にあるとおり、復旧・復興建設工事共同企業体には、少なくとも 1 者は被災地域管内に本店を有する者を選定するという意味であり、代表者を被災地域管

内の建設業者とする場合は、他の構成員は被災地域管外の建設業者でも構いません。

Q 10 被災地域はどの範囲か？
A 10 災害救助法が適用された市町村を指します。

Q 11 被災地域の企業だけでも復興 J V を組めるのか？
A 11 可能です。

Q 12 復興 J V の事業所の所在地は、どこになるのか？
A 12 共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を本店の所在地として扱います。被災地域の企業が代表者でなくても構いませんが、被災地域内に事業所を置かないと、10 ブロックの入札には参加できません。協定書に記載する事業所の所在地は、被災地域管内の建設会社の住所を記載してください。

Q 13 復旧・復興建設工事共同企業体の資格総合点数は？
A 13 構成員のうち発注標準表の格付けで最上位等級（A 等級以上＝資格総合点数 953 点以上）を有する者が資格審査において算定された入札参加資格総合点数とします。ただし、構成員のうち最上位の等級区分を有する者が複数ある場合は、当該構成員の入札参加資格総合点数の平均値とし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとします。

Q 14 復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は被災地域の企業になるのか？
A 14 被災地域の企業でなくても構いません。

Q 15 復旧・復興建設工事共同企業体の申請はどこに提出するのか？
A 15 復旧・復興建設工事共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を管轄する建設事務所の総務課に提出してください。申請書類の提出先、受付を行う建設事務所は次のとおりです。

担 当 機 関	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
佐久建設事務所 建設業係	385-8533	佐久市跡部 65-1	0267-63-3170
上田建設事務所 総務課	386-8555	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7161
諏訪建設事務所 総務課	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10	0266-57-2933
伊那建設事務所 総務課	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6845
飯田建設事務所 総務課	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0448
木曾建設事務所 総務課	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2237
松本建設事務所 総務課	390-0852	松本市大字島立 1020	0263-40-1962
大町建設事務所 総務課	398-8602	大町市大町 1058-2	0261-23-6530
長野建設事務所 総務課	380-0836	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9537
北信建設事務所 総務課	383-8515	中野市大字壁田 955	0269-23-0791

Q 16 復旧・復興建設工事共同企業体は、入札の都度、申請する必要があるのか？

A 16 申請の時期は随時とし、有効期限は登録を受けた日の翌日から各構成員が登録されている建設工事入札参加資格の有効期限の終期までとします。

Q 17 復旧・復興建設共同企業体の所在地を佐久地域振興局管内に置いた場合、上田建設事務所発注の入札に参加できるのか？

A 17 復旧・復興建設共同企業体の事業所の所在地が佐久地域振興局管内にある場合、入札公告に示す営業所の所在地に関する要件が「上田地域振興局管内に本店を有していること」である場合は、その入札に参加できません。

Q 18 一つの企業が結成できる復興 J V の数は？

A 18 一つの企業で結成できる復興 J V は 3 つまでとします。既に結成している（トンネルや橋）特定 J V や小規模維持修繕 J V は含みません。

Q 19 同一案件に復旧・復興建設工事共同企業体とその構成員が単体企業として応札することは可能か？

A 19 復興 J V と当該 J V 構成員の単体企業が同一案件に同時に応札することはできません。

Q 20 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第 8 条（甲）に基づく協定書」はいつ提出するのか？
工事案件に応じて、出資比率を変えてよいのか？

A 20 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第 8 条（甲）に基づく協定書」は、落札候補者決定後に提出する要件審査書類として提出してください。
出資比率は、案件ごとに変えても構いませんが、構成員間で経理に関する取扱等

十分協議し、適切な運営を行ってください。

Q21 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（乙）に基づく協定書」はいつ提出するのか？

工事案件に応じて、出資比率を変えてよいのか？

A21 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（乙）に基づく協定書」は、落札候補者決定後に提出する要件審査書類として提出してください。

案件ごと構成員間で分担する現場を決定し、分担する工事箇所ごとに、構成員と金額を記載してください。

なお、乙型の場合は、各構成員の分担工事とその価格に応じた主任（監理）技術者を報告してください。

発注者と復旧・復興建設工事共同企業体との間で、契約内容の変更に伴う請負額の変更があっても、第8条に基づく協定書を変更し提出する必要はありません。

Q22 入札公告で同種工事の実績が基本要件となっている場合、復旧・復興建設工事共同企業体の工事实績の扱いは？

A22 ①甲型共同企業体においては、構成員のいずれかが施工実績を有している。

②乙型共同企業体においては、全ての構成員が施工実績を有している。

ことが必要となります。

なお、構成員が「県外本店の営業所」の場合は本店や他の営業所の実績でも構いませんが、「本店扱いの営業所等」の場合は本店や他の営業所の実績は認めないこととします。

また、工事成績点が65点未満のものは、工事实績として認めないこととします。

Q23 一抜け方式による発注の場合、一つの案件を復旧・復興建設工事共同企業体で応札し、その他の案件を単独企業で応札した場合は、一抜けの対象となるのか？

A23 一抜け方式の場合は、一つの案件を復旧・復興建設工事共同企業体で応札し、その他の案件を単独企業で応札することは可能です。ただし、復興JVと当該JV構成員の単独企業が同一案件に同時に応札することはできません。

Q24 総合評価落札方式の発注案件に、復旧・復興建設工事共同企業体で応札する場合の評価の方法は？

A24 総合評価落札方式による入札において、復興JVの参加も認める場合は、入札公告文の各評価項目欄に計算方法を記載しますので、公告に従い計算してください。

Q25 復興JVとその構成員である単独企業が同時入札した場合はどうなるのか？

A25 いずれの入札書も無効とします。

Q26 「一つの企業で結成できる復興JVは3つまで」とされているが、同一案件に一つの企業が構成員となる3つの復興JVが同時入札した場合はどうなるのか？

A26 いずれの入札書も無効とします。

Q27 復興JVの工事成績点や実績はどのようになるのか？

A27 復興JVは特定JVと同様の扱いとします。

【現地機関用】

Q 1	要件調書、入札公告文の記載方法は？	
A 1	要件調書(9)その他公告記載事項に 「本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める工事案件である。」 と記載してください。 入札公告文3の下に次のように記載 <table border="1"><tr><td>本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める工事案件です。</td></tr></table> 2一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (7)その他の参加資格要件欄に 要件調書と同様に「本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める工事案件である。」と記載してください。	本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める工事案件です。
本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める工事案件です。		
Q 2	復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格登録申請書の内容の審査はどこが行うのか？	
A 2	復旧・復興建設工事共同企業体協定書に記載されている「事業所の所在地」を管轄する建設事務所の総務課において内容の確認を行ってください。 内容を確認し、復旧・復興建設工事共同企業体に該当しない場合は、その旨を復旧・復興建設工事共同企業体に連絡してください。	
Q 3	復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格登録申請の審査方法は？	
A 3	構成員の要件、構成員の組合せ等の内容が適正か、次の内容に基づき確認を行ってください。 ・入札参加資格登録申請書（様式第1号）と、添付された協定書（様式第2-1号又は第2-2号）の内容に相違がないか ・構成員の全てが県内に本社又は営業所を有しているか ・構成員の全てが土木一式工事の業種について、建設業許可を有し、入札参加資格を有しているか、 （構成員のうち1社が特定建設業の許可を有していれば、当該共同企業体が特定建設業の許可を有しているものとして扱います。） ・構成員のうち代表者は、発注標準表の格付でA等級以上に格付されているか ・代表者以外の構成員は、発注標準表の格付でC等級以上に格付されているか ・代表者以外の構成員のうち、少なくとも1社は、被災地域管内に本店を有しているか 詳細については、「復旧・復興建設工事共同企業体を活用するための当面の運用について」の通知文を参照してください。	
Q 4	入札参加資格登録申請書類はどうするのか？	
A 4	建設事務所で内容を審査し、復旧・復興建設工事共同企業体として認めることができた場合は、入札参加資格登録申請書と協定書の写しを速やかに技術管理室へ送付してください。 一つの企業で結成できるは、復旧・復興建設工事共同企業体3つまでとしている	

ので、その確認は現地機関からの報告をもとに、技術管理室で管理します。

Q 5 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格登録名簿の公表は？
 A 5 建設事務所から送付された復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書の内容に基づき、技術管理室においてホームページ上に復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格登録名簿を公表します。

Q 6 復旧・復興建設工事共同企業体のみを対象とした公告を行うことは可能か？
 A 6 復旧・復興建設工事共同企業体のみでは競争性が確保されないおそれがあるため不可能です。

Q 7 単独企業と復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加を認める案件について、総合評価落札方式を活用する場合、評価項目はどのように評価するのか。

A 7 下記を参考として記載してください。

工事成績		※7 復興JVの工事成績点 ＝復興JV構成員の何れかの者の工事成績点
工事実績	同種工事実績	※3 復興JVの場合、実績件数＝復興JV構成員実績件数の合計
	優良工事等表彰実績	※1 復興JVの場合、構成員のいずれかが実績を有していれば評価
地域要件		※1 復興JVの場合、事業所の所在地が〇〇市町村にあれば評価
社会貢献	小規模補修	※2 復興JVの場合、構成員のいずれかが登録又は締結していれば評価 ※2 復興JVの場合、構成員のいずれかが災害応急活動をしていれば評価
	災害時緊急体制	※3 復興JVの場合、構成員のいずれかが雇用していれば評価
要件 技術者	資格等	※4 復興JVの場合、専任で配置する主任（監理）技術者の資格で評価
	実績等	※3 復興JVの場合、専任で配置する主任（監理）技術者の資格で評価
	継続教育	※2 復興JVの場合、専任で配置する主任（監理）技術者の単位数で評価
マネジメント 建設	労働環境	※2 復興JVの評価点＝復興JV構成員の点数の合計／（構成員数）
施工体制	自社雇用技能者	※3 復興JVの場合、構成員のいずれかが配置する技能者で評価

建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

1 目的

大規模災害に伴う災害復旧を速やかに実施するため、業務開始時期・業務完成期限等が特定されない業務委託の発注にあたって、あらかじめ当該業務の履行期間の始期日を選択できる「履行期間始期日選択可能期間」を定めることにより、受注者の計画的かつ効率的な業務の履行を促進するものとする。

2 対象業務

前記1の「特定されない業務委託」とは、予定価格100万円以上の業務で、上記目的の主旨を踏まえ、発注者が必要と認めた業務とする。

3 工期等の設定

(1) 履行期間始期日選択可能期間

契約日の翌日から業務開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の履行期間のおおむね30パーセント以下、又は60日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、履行期間にかかわらず90日以内とすることができる。

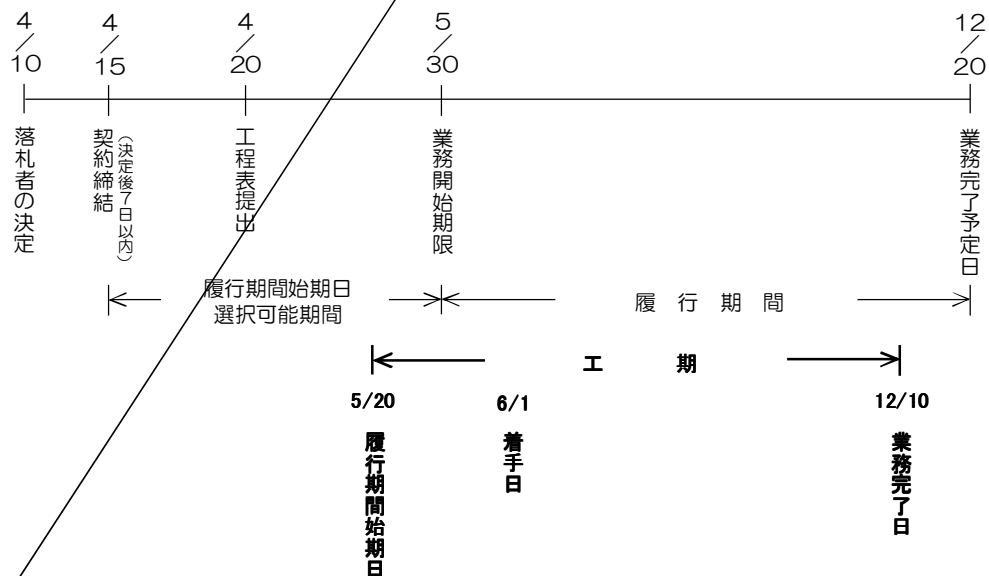
(2) 履行期間

設計図書等に定められた業務開始期限から業務完了予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が履行期間始期日選択可能期間内において選択した業務開始日からの履行期間。ただし、受注者の申出によって履行期間を短縮することができる。

(参考例)



※履行期間始期日から14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出

※履行期間始期日から15日以内に業務に着手（初回打合せ）

4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、業務委託契約書に定めるところにより行うものであるが、請求は履行期間始期日からできるものとする。

5 適用期間

本ガイドラインの通知日から令和〇年〇月までの公告案件に適用できるものとする。

6 その他

(1) 起工伺いの取扱い

ア 起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いは、「履行期間始期日から〇日間。ただし、業務開始期限は令和〇〇年〇月〇日」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この業務は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、業務開始期限は令和〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○) ただし、前払請求は履行期間始期日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該業務はフレックス工期契約制度の適用業務である。」旨を告げること。

(3) 業務委託契約書の取扱い

ア 業務委託契約書の工期には、前記3(3)の工期を記載すること。

(参考)

工期 自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日

イ 業務委託契約書に「ただし、請求は履行期間始期日からとする。」を記載すること。

(4) 共通仕様書に係る取扱い

ア 業務計画書の提出は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

イ 業務の着手は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

(5) 建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得に係る取扱い

ア 業務計画書の提出は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

イ 第23条(業務の着手)の「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

1-7 建設工事（フレックス）実施要領

令和6年3月までの間、以下のとおり運用します。

第2 施工期限選択可能制度（フレックス工期契約制度）

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は **120 日を越えない**ものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、**180 日以内**とすることができる。

建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とすることにより、ゆとりある工事の促進を図るため、次により建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度を実施する。

第1 早期契約制度

1 目的

発注者は工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の工事開始日を発注者が指定した上で、契約日の翌日から工事開始日の前日までの間を「猶予期間」として定めることにより、計画的な発注を行い工事の平準化を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定される建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事で発注者が必要と認めたものとする。

(1) 工事着手時期が特定されている工事であること。

(例：出水が予想される河川工事、観光シーズン後の工事、家屋移転等を待っての工事、樹木の植栽工事等)

(2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。

(3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

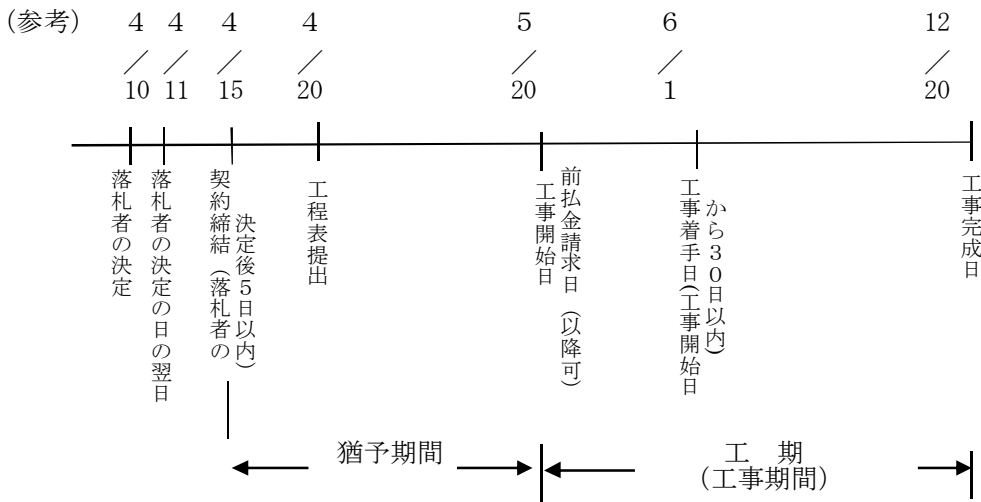
(1) 猶予期間

契約日の翌日から発注者が指定した工事開始日の前日までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の工事期間のおおむね30パーセント以下、又は60日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、工事期間にかかわらず90日以内とすることができる。

(2) 工期（工事期間）

設計書に定められた工事開始日から工事完成日までの期間。



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第34条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「早期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し「工期 令和〇〇年〇月〇日から、令和〇〇年〇月〇日までの〇〇日間」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この工事は「早期契約制度」により発注しますので、工事開始日は令和〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○)ただし、前払請求は工事開始日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該工事は、早期契約制度の適用工事である。」旨を告げること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書の工期には、前記3(2)の工期を記載すること。

(参考)

工期 自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日

イ 請負契約約款第34条第1項に「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。

ただし、当該年度歳出予算を伴わない債務負担行為に係る工事については「ただし、請求は令和〇〇年〇月〇日以降とする。」と記載すること。

第2 施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）

1 目的

発注者は工事開始時期・工事完成期限等が特定されない建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の契約日の翌日から一定期間内に受注者が工事開始日を選択できる「工事開始日選択可能期間」を定めることにより、受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とし、ゆとりある工事の促進を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定されない建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事が発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 予定価格が500万円以上の工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の工事期間のおおむね30パーセント以下、又は60日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、工事期間にかかわらず90日以内とすることができる。

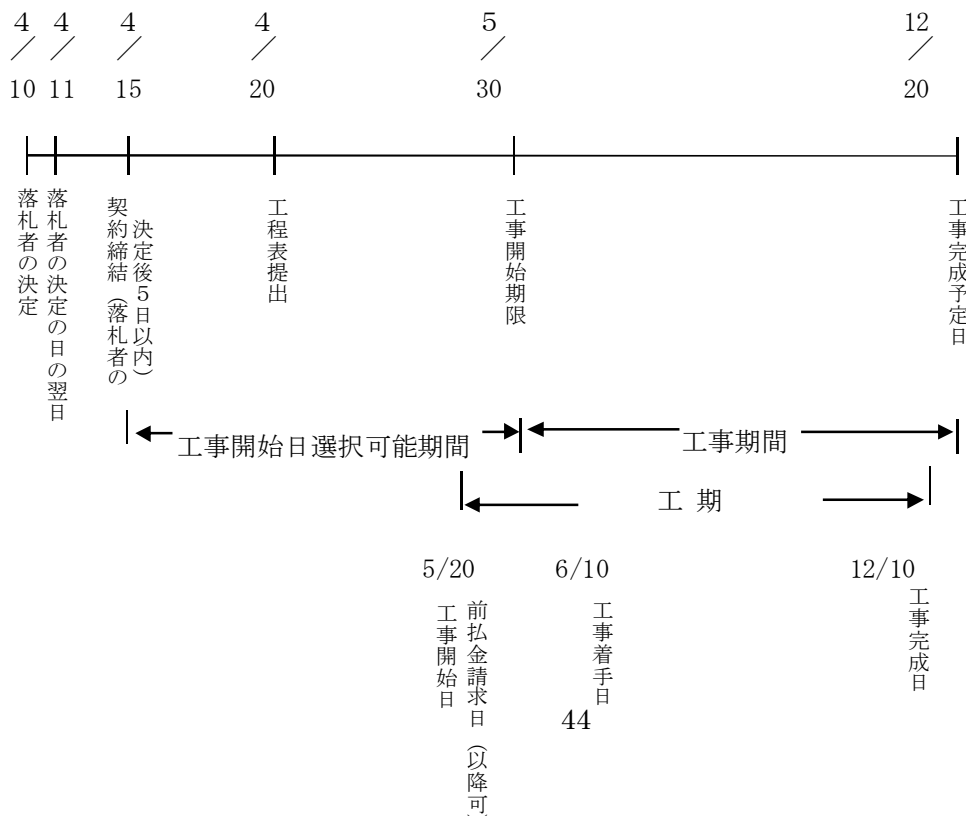
(2) 工事期間

設計書に定められた工事開始期限から工事完成予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が工事開始日選択可能期間内において選択した工事開始日からの工事期間。ただし、受注者の申出によって工事期間を短縮することができる。

(参考)



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第34条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し、「工期」とし、「工事開始日から 日間。ただし、工事開始期限は令和〇〇年〇月〇日」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この工事は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、工事開始期限は令和〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○) ただし、前払請求は工事開始日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該工事はフレックス工期契約制度の適用工事である。」旨を告げること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書の工期には、前記3(3)の工期を記載すること。

(参考)

工 期 自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日

イ 請負契約約款第34条第1項「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。

発注機関の長 様

建設部長

大規模災害時における災害復旧工事に係る落札候補者の辞退について（通知）

受注希望型競争入札に係る落札候補者の辞退については、低入札価格調査に該当した場合や、配置予定技術者の死亡等、真にやむを得ない場合以外は認めていないところです。一方、大規模災害に係る災害復旧工事においては、多数の案件が同時期に入札公告となることから、辞退できないことが障害となり、入札を躊躇する者を増やさない対策が必要となっています。

そのため、積極的な入札参加を促すことにより入札の不調不落を防止し、早期復旧・復興を図ることも、真にやむを得ない場合に含むものとし、当面の間、落札候補者の辞退については、下記のとおり運用しますので、適切な事務処理に御配意願います。

記

1 落札候補者辞退の運用

落札候補者から発注機関の長あてに「落札候補者辞退届」（別添 参考様式）が提出され、辞退届の内容が必要な条件を具備していれば辞退を承認する。

辞退を承認した場合には、落札候補者の取消を行い、次順位者に落札候補者決定の通知を行う。

この辞退については、入札参加停止措置等の措置は講じないこととする。

2 落札候補者の辞退を認める工事案件

令和4年5月31日までに入札公告を行う、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業（改良復旧事業は含めない）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業（改良復旧事業は含めない）、森林法に基づく災害関連緊急治山事業、地すべり等防止法に基づく災害関連緊急地すべり対策事業、砂防法に基づく災害関連緊急砂防事業、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に係る建設工事で、同一の発注機関の長が、同時期（公告期間が重なる）に入札公告を行う工事案件に適用する。

3 入札公告文記載例

本工事は、落札候補者の辞退を認める工事案件です。

本工事は、落札候補者となった者は、本工事と同時期に当所からの入札公告があり、かつ「落札候補者の辞退を認める工事案件」にも落札候補者となったことを理由に本工事は、落札候補者を辞退する場合は、落札候補者辞退届を提出することで辞退することができます。

なお、落札候補者の辞退を行った者は、他者が辞退した工事案件の落札候補者になることはできません。ただし、それにより落札候補者がいなくなる場合を除きます。

【事例】

1 工区	2 工区	3 工区	4 工区
A社	A社	B社	B社
B社	B社	A社	E社
C社	(F社)	D社	

A社は1工区と2工区の落札候補者となったが、配置可能技術者X氏が重複しているため2工区を辞退

B社は3工区と4工区の落札候補者となったが、配置可能技術者Y氏が重複しているため4工区を辞退

B社は一度辞退しているため、2工区の落札候補者にはなれないが、F社がない場合は、B社がいなくなると2工区は不落となるため、不調回避のためB社を2工区の落札候補者とする（Y氏以外に技術者を配置できる可能性があるため）。2工区にF社がいる場合は、B社は無効（失格）となり、F社が落札候補者となる。

(参考様式)

落札候補者辞退届

令和〇年〇月〇日

(発注機関の長) 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

当社が落札候補者となった下記工事について、落札候補者を辞退いたします。

なお、正当な理由がなく辞退した場合は、「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」の規定に基づき、入札参加停止となることは承知しております。

記

1 工事名及び箇所名 令和〇年 3 災公共土木施設災害復旧工事
(一) 〇〇川 〇〇市 〇〇

2 落札候補者通知日 令和〇年〇月〇日

3 辞退理由
(記載例)

当該工事と同時期に入札公告のあった他の案件にも落札候補者となり、当該工事に配置を予定していた主任(監理)技術者を他の案件に配置することとするため。

落札候補者となった他の案件

令和〇年 3 災公共土木施設災害復旧工事 (一) 〇〇川 〇〇市 〇〇

配置予定技術者及び資格

〇〇 〇〇 (一級土木施工管理技士)

確認事項 他の案件=辞退しない案件
①要件調書で提出された主任技術者が
辞退届に記載のある技術者と一致しているか

確認事項

- ①令和3年8月の大雨に係る事業か
- ②同一の発注機関からの入札であるか
- ③公告期間が重なっているか
- ④落札候補者に間違いはないか

建設業者 各位

建設部長

大規模災害に伴う工事の監理技術者等の取扱いについて（通知）

工事途中での監理技術者等の交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合に認めており、また、監理技術者等の恒常的な雇用関係については、開札日以前3ヶ月以上の雇用関係にあることを必要としているところですが、今般の大規模災害を踏まえ、当面の間下記のとおり取扱うこととしますので、適切な事務の執行に御配意願います。

記

1 監理技術者等の途中交代について

大規模災害により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合として扱い、長野県が発注する全ての工事を対象に、途中交代を認めることとする。

ただし、既に契約を締結している工事が総合評価落札方式による入札で技術者の評価項目が減点となる場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用する。

2 監理技術者等の恒常的な雇用関係について

大規模災害により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要やその他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用であっても差し支えないこととする。

3 適用

1及び2の取扱いについては、長野県が発注する災害復旧工事及び災害復旧工事と同時期に発注する工事を対象とする。

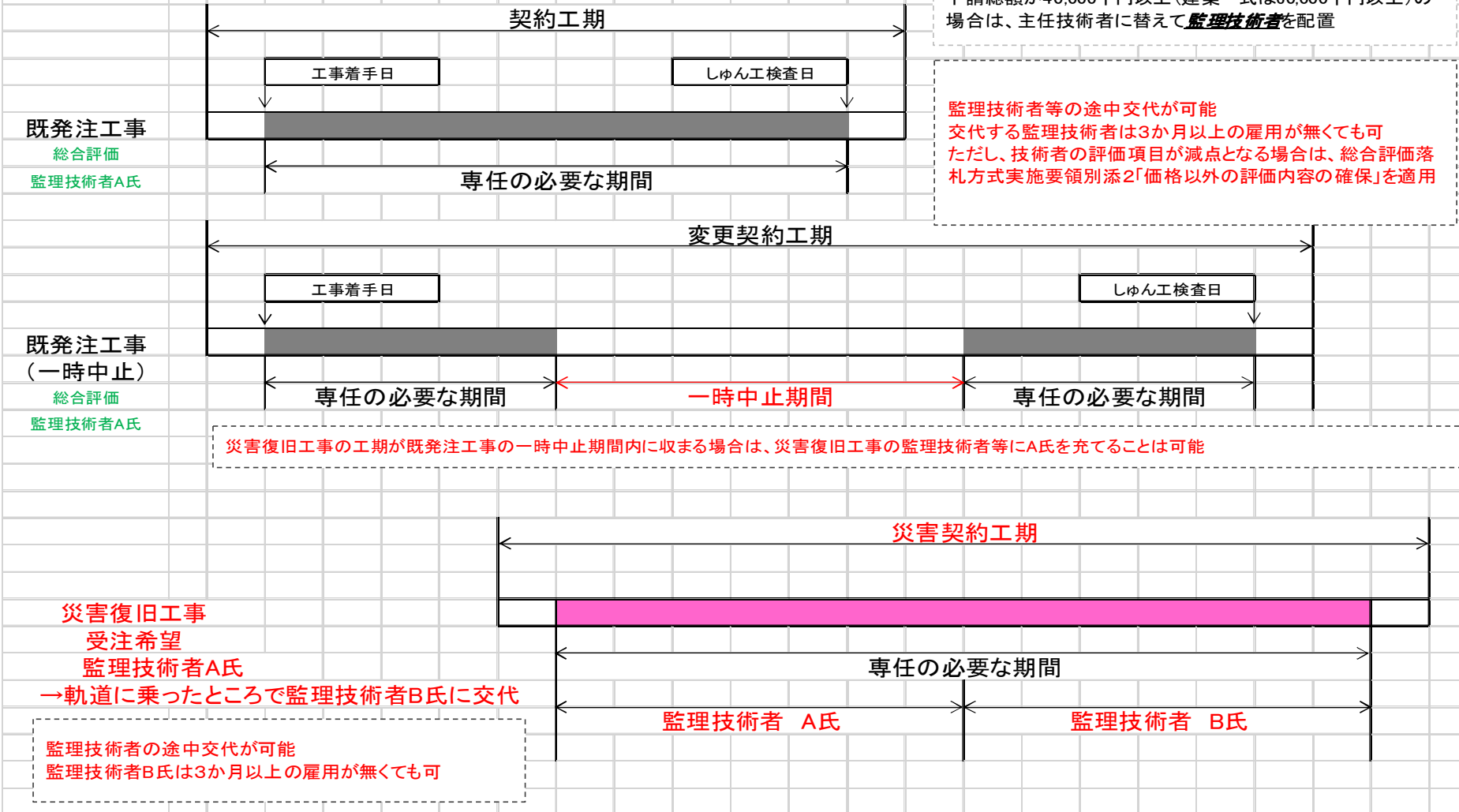
なお、直接的な雇用関係の取扱いについては、これまでと同様とする。

(参考)大規模な自然災害等に伴う監理技術者等の取扱い(例)

請負額 35,000千円以上(建築一式は70,000千円以上)の場合
は **専任の主任技術者**を配置

下請総額が40,000千円以上(建築一式は60,000千円以上)の
場合は、主任技術者に替えて **監理技術者**を配置

監理技術者等の途中交代が可能
交代する監理技術者は3か月以上の雇用が無くても可
ただし、技術者の評価項目が減点となる場合は、総合評価落
札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用



(別記1)

朱書き部分の運用は、令和6年3月までの公告案件の限定運用となります

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年3月13日

(最終改定 令和2年12月1日)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各建設工事を同一の専任の技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

1 主任技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工に当たり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所であること。
 (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
 (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

ただし、災害復旧工事を含む場合は、3件までとする。(全ての工事が上記(1)～(3)を満たしている場合に限る)

※対象となる災害復旧工事は、災害復旧工事公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業(改良復旧事業は含めない)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業(改良復旧事業は含めない)、森林法に基づく災害関連緊急治山事業、地すべり等防止法に基づく災害関連緊急地すべり対策事業、砂防法に基づく災害関連緊急砂防事業、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に係る建設工事とする。

※個々の工事の難易度や工事現場の相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう適切に判断すること。

2 監理技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 「同一地域振興局管内」、又は「現場間の移動時間が概ね1時間程度」であること。
- (2) 工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。
- (3) 兼務できる工事現場数は2件までとする。

ただし、(建設業法第26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける) 下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

- ア 技術的難易度が高い工事であるとき(トンネル、長大橋、美術館など)
- イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
- ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

第3 技術者の兼務に関する手続等

1 技術者兼務届の提出が必要な場合

県発注工事の技術者が他の工事と兼務する場合

2 技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した県発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「技術者兼務届」(様式1)(以下「兼務届」という。)を県発注工事の発注機関の長に提出する。
- (2) 既に受注している県発注工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を県発注工事の発注機関の長に提出する。

第4 その他

技術者の兼務に係る運用については、別添「建設工事における技術者の兼務に関する適用一覧」による。

第5 適用時期

令和2年12月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

下線部の ⇒赤文字 への読み替えは、令和6年3月までの公告案件の限定運用となります

(別添)

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成 23 年 9 月 23 日

(最終改正 平成 28 年 5 月 16 日)

長野県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 10 条第 3 項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項」（以下「留意事項」という。）第 10 条関係の 1 の（2）について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第 1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 県発注工事等の中で認める。ただし、国又は市町村の工事等（以下「市町村工事等という。」）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事等の数は、2 件までとする。 ⇒ **5 件まで**
- (3) 工事等の請負金額は、2 件とも 3,500 万円未満（当初契約）のものとする。 ⇒ **制限を設けない**
ただし、平成 26 年 2 月 3 日付け国土建 272 号通知における建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱いについては該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2 件とも同一事務所管内(10 ブロック内)に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する県発注工事等の現場には連絡員を配置する。

2 兼任を認めることができない工事

- (1) 交通量 10,000 台/日以上片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。

3 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第 4 節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。

- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (7) **配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）**で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。 ⇒ **元請又は下請**

4 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

- (1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届の提出

- (1) 県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（県工事等間の兼任）（様式1、1-3）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (2) 市町村工事等との兼任の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ（既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼任する場合は、市町村工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（市町村工事等との兼任）（様式1-2、4、5）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (3) 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 発注機関による契約者への回答

- (1) 兼任を認める場合
兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。
- (2) 兼任を認めない場合
兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ契約者に返却する。

第3 適用時期

平成23年10月1日以降入札公告する工事等から適用する。

平成25年4月1日現在契約中の工事等及び同日以降契約する工事等から適用する。

平成26年2月27日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事等から適用する。

平成28年6月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(参考)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）（平成26年2月3日付け国土建第272号）1. 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差支えない。

概略数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「工事等」という。）において、入札事務及び積算業務の効率化を図ることを目的として、概略数量発注方式により発注する場合の取扱いに関する事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概略数量発注方式とは、当初設計において、工種、種別又は細別（以下「工種」という。）の一部を一式計上により算出した予定価格を用いて、入札を行う方式をいう。
- (2) 一式計上とは、過去の同種工事等を参考にして、最新の労務・技術者単価及び資材価格を考慮して、対象工種の一式あたりの単価を算出し、対象工種の数量に「1」、単位に「式」、単価に「1式あたり単価」を計上することをいう。
- (3) 対象工種とは、一式計上した工種をいう。

(対象工事等)

第3 概略数量発注方式の対象工事等は、長野県が入札公告を行う全ての工事等で、入札公告に概略数量発注方式であることを指定した工事等を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務・工事監理業務

(対象工種)

第4 概略数量発注方式における対象工種は、以下に該当するものとする。

- (1) 当該工事等の主たる工種でない工種のうち、工事費または業務費に占める割合が少なく、予定価格への影響が小さい工種

(当初設計書の作成)

第5 概略数量発注方式の当初設計書の作成については、次のとおりとする。

- (1) 対象工種の積算は、一式計上するものとし、入札公告時に一式あたりの単価を公表する。
- (2) 対象工種について、仕様が分かる図面等を添付する。
- (3) 現場説明書または特記仕様書^{注1)}において、概略数量発注方式による試行工事等であることを記載するとともに、対象工種についても記載する。

(入札参加者への周知)

第6 概略数量発注方式の場合は、入札公告及び現場説明書または特記仕様書により、概略数量発注方式による工事等であることを、入札参加者へ周知するものとする。

(着手後の協議等)

第7 発注者は、契約後に概略数量発注方式の対象工種の詳細な数量を受注者に提供する。

2 受注者は、第7条第1項に基づき発注者から提供された数量を含めて、建設工事請負契約書または委託契約書第18条第1項^{注2)}に基づく照査を行う。

(設計変更及び変更契約)

第8 概略数量発注方式の対象工種の設計変更及び変更契約については、以下のとおりとする。

- (1) 受注者から提出された数量計算書等を精査した後、受発注者協議のうえ、変更数量を確定するものとする。
- (2) (1)の変更数量に基づき、設計変更を行うとともに、請負金額に増減が生じた場合は、受発注者協議のうえ、変更契約を締結する。
- (3) 設計変更及び変更契約については、上記(1)及び(2)によらず、受発注者協議の上、適宜行うことができるものとする。

注1) 農政部発注の工事または業務の場合は、特別仕様書とする。

注2) 建築設計業務の場合は、委託契約書第15条第1項とする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和元年12月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

令和 2 年（2020 年）12 月 16 日

建設部各課（室）長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

見積を活用した予定価格設定の試行について（通知）

入札において不調・不落となる工事が発生していることから、下記のとおり、見積を活用した予定価格の設定を試行的に実施しますので、適切な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途参考送付済みです。

記

1 対象工事

建設部が入札公告を行う全ての工事（建築工事は除く）で、標準歩掛又は材料単価と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落となった工事。また、同一管内で、同一年度に不調・不落となった工事と同種、類似工事についても、乖離が想定されれば、対象工事とすることができる。

2 予定価格の設定

入札参加者が提出した工事費内訳書等を確認のうえ、乖離が生じた（想定される）施工歩掛又は材料単価について、徴収した見積を活用して予定価格を設定する。（労務単価、機械運転単価については、実施設計単価表、積算基準書*及び建設機械等損料表に記載の標準単価とする。）

見積の徴収方法及び採用方法は、積算基準書 P I - 2 - ① - 2 に記載のとおりとし、見積により設定した施工歩掛及び材料単価については、公告時に公表する。

※積算基準書・・・国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）

3 適用日

令和 3 年 1 月 1 日以降に起工起案する工事に適用する。

建設部建設政策課技術管理室（基準指導班）
（室長）青木 謙通（担当）塚田 博
電 話：026-235-7323（直通）
F A X：026-235-7482
E-Mail：gijukan-ki junshido@pref.nagano.lg.jp

建設部各課（室）長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

交通誘導警備員労務単価の見積を活用した予定価格設定の試行 について（通知）

令和 2 年 12 月 16 日付け 2 建政技第 290 号において、施工歩掛及び材料単価について見積を活用して予定価格を設定する試行を通知したところですが、交通誘導警備員の労務単価についても、設計労務単価と実勢価格との間に乖離が生じる場合も想定されることから、下記のとおり見積を活用した予定価格の設定を試行的に実施しますので、適切な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途参考送付済みです。

記

1 対象工事

建設部が入札公告を行う全ての工事（建築工事は除く）で、交通誘導警備員の設計労務単価と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落となった工事。

2 予定価格の設定

交通誘導警備員の労務単価について、入札参加者が提出した工事費内訳書等により、乖離が生じたと判断された場合、徴収した見積を活用して予定価格を設定する。

見積の徴収方法及び単価の採用方法は、積算基準書 P I - 2 - ① - 2 に記載のとおりとし、見積により設定した労務単価については、公告時に公表する。

ただし、見積徴収及び単価の採用にあたっては、別紙に記載の内容について、ご留意願います。

※積算基準書・・・国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）

3 適用日

令和 3 年 2 月 1 日以降に起工起案する工事に適用する。

建設部建設政策課技術管理室（基準指導班） （室長）青木 謙通（担当）塚田 博 電 話：026-235-7323（直通） F A X：026-235-7482 E-Mail：gijukan-ki junshido@pref. nagano. lg. jp
--

見積徴収にあたっての留意事項

1 次の①～④の関する給与及び手当の総計を労務単価として、見積書の提出を求めること。

- ①基本給相当額
- ②基準内手当（通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③臨時の給与（賞与等）
- ④実物給与（食事の支給等）

$$\begin{array}{c}
 \text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額} + \text{②基準内手当}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③臨時の給与} + \text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}
 \end{array}$$

2 提出された見積単価について、次の①～③に該当する賃金、手当及び経費が見積単価に含まれていないことを確認すること。

- ①時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ②通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

3 週休2日の対象工事については、労務単価の補正について注意すること。

測量業務共通仕様書（抜粋）

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 33 条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-29 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。
 なお、協力者は、長野県の測量業務入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中であってはならない。

1-1-30 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-1-31 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2-1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

2-1-29 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とし、これらの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、長野県の建設コンサルタント業務および地質調査業務の入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中であってはならない。

2-1-30 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

2-1-31 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第

- (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

3-1-28 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料の収集・単純な集計、模型製作、データ入力、アンケート票の配布、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
なお、協力者は、長野県の建設コンサルタント業務入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中であってはならない。

3-1-29 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

3-1-30 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を3-1-12に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報

大規模災害時における災害復旧工事における工事書類簡略化及び工事成績評定の取扱い

技術管理室

1 目的

大規模災害による被害に対し、速やかな復旧が求められるうえ、膨大な数の復旧工事が集中することにより、技術者不足による復旧事業の遅れが県内全域で懸念される。

この状況を踏まえ、災害復旧等工事においては工事書類を簡略化できることとし、工事成績評定と合わせて以下のとおり取り扱うこととする。

2 対象工事

- ・大規模災害による被害に対する公共土木施設災害復旧工事のほか、同じ年度に発生した災害復旧に関連する工事。
- ・発注方式ごとの取扱いは【別表 1】のとおりとする。

3 工事書類の簡略化及び工事成績評定の取扱い

- (1) 工事書類の簡略化における提出、報告および提示書類は、下記及び別紙の「**工事書類一覧（大規模災害による災害復旧等工事に適用）**」に示すとおりとする。
- (2) 受注者は、上記（1）の工事書類の簡略化を行うかについて選択できることとする。また、書類を簡略化した場合は、工事成績評定は行わないこととする。
- (3) 上記（2）の工事成績評定について、発注機関が粗雑工事等※と判断した場合は受注者の意向にかかわらず実施するものとする。

※20 建政技第 82 号「工事（委託業務）の適正な執行について」における（別紙）に記載の不適合事例

- (3) 提示が必要な書類は、受注者が工事完了年度を含めて 5 年間保管するものとする。

○提出・報告が必要な主な書類

- ・契約関係書類
- ・施工計画書
- ・工事打合せ簿（協議書）
- ・品質管理関係書類
- ・出来形管理関係書類
- ・建設業法、適正化法に基づく書類（施工体制台帳等）
- ・工事写真

○提示が必要な主な書類（※受注者が保管（工事完了年度を含めて 5 年間））

- ・リサイクル法、建設リサイクル法に基づく書類（再生資源利用計画書等）

- ・下請契約書の写し等
- ・生コンクリートの納入書

○その他の書類

提出、報告および提示は不要とする。

4 工事検査の取扱い

3の定めにより工事書類の簡素化を行った工事は、会計局が行う検査の対象外とし、発注機関の長が指定した職員が検査を行うものとする。

5 適用年月日

本ガイドライン通知日から適用。ただし、これ以前に発注した対象工事への適用も可とする。

【別表 1】 発注方式別の工事書類・検査・成績評定

発注形態	発注方式	設計額	工事書類	検査	成績評定
	緊急を要する工事の取扱要領 ^{※1} に基づく工事 (1者随契)	1,500万円 未満 ^{※2}	簡略化	発注機関	行わない
即応すべき工事(随意契約) ^{※4}	上記取扱要領によらずに随契する工事(地方自治法施行令167条の2第1項第5号(緊急を要する場合)により随意契約(2者以上、ただしJVの場合は1者 ^{※3}))	1,500万円 以上	通常	会計局	行う
				又は	
			簡略化	発注機関	行わない
通常の発注	受注希望型競争入札 (総合評価(簡易型)を含む)	—			

本取扱の範囲(受注者が選択可能とする)

※1 災害等の発生により緊急を要する工事の入札方法に関する取扱要領(平成21年7月24日施行)

※2 やむを得ない理由等により、変更設計額が1,500万円以上となる場合も含める

※3 令和元年(2019年)11月7日付け元建政技第290号「道路施設に係る応急工事における随意契約方式の活用について(通知)」

※4 「即応すべき工事」における書類作成は、別紙「工事書類一覧」によらず、発注機関の判断により必要最小限とすることができる

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(1/7)

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者	発注者作成書類の提出		書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に適用
			必要書類	不要書類		提出	提示		
設計図書	1	長野県土木工事共通仕様書			発注者	監督員等	監督員等		
	2	特記仕様書			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-2	
	3	図面			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-2	
	4	現場説明書			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-2	【発注者】 契約図書であり必要
	5	質問回答書			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-2	
	6	工事数量総括表			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-2	
その他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		発注者	監督員等	監督員等	建設リサイクル法 第12条1項、 公共建設工事における分別解体等、再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(土 木) (2)3項	建設リサイクル法に基づき 提出が必要
契約書	8	工事請負契約書			発注者	監督員等	監督員等	地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条	
	9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		発注者	監督員等	監督員等	建設リサイクル法 第13条 公共建設工事における分別解体等、再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(土 木) (2)4項	
契約関係書類	10	請負代金内訳書			発注者	監督員等	監督員等	工事請負契約書第3条第1項及び第2項	
	11	工程表			発注者	監督員等	監督員等	工事請負契約書第3条第1項	
	12	技術者等の通知書			発注者	監督員等	監督員等	工事請負契約書第10条第1項 共通仕様書1-1-1-13 建設工事に係る受注希望型競争入札入札 心得第20条 建設工事における施工体制台帳作成など の取扱いについて(通知)	契約書類のため必要
その他	13	前払金請求書			発注者	監督員等	監督員等	工事請負契約書第33条第1項	
	15	コリンズ(工事実績)登録 及び「登録内容確認書」	×		発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-7	○
	16	電子納品着手時、検査・納品前訪 議チェックシート			発注者	監督員等	監督員等	電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領	電子納品は行う
その他	17	品質証明書通知書			発注者	監督員等	監督員等	共通仕様書1-1-1-28(5)	△
	18	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		発注者	監督員等	監督員等	建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等、再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(土 木) (2)5イロ、ハ項	【発注者】 建設リサイクル法に基づき 通知が必要

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(2/7)

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に適用	
			必要書類	不要書類	発注者	受注者	提出	報告		提出・報告	適用
工事書類											
施工計画											
19	19	下請負人通知書	500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	監督員等	監督員等	書類作成上の留意事項	×	×
20	20	施工計画書 (原則として全工事で提出する。ただし、工事内容等により、監督員等が不要と認めた場合はこの限りではない。)			○	○			※原則として提出は不要。また「下請負人等一覧表」の提出も不要とし、施工体系図をわけて替えるものとする。 △発注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。日々単価契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその割合を記載。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。 ・工事着手前までに提出する。工事着手とは「現場工事(現場事務所)の設置または測量」に着手することをいう。 ・契約書第18条に基づき照会者の結果、設計修正が必要などの理由で提出が遅くなる場合、内容が決定してから施工計画書を提出する。 ・上記の場合以外でも、当初提出する施工計画書の内容は、工事概要と施工計画書(構造工事)を最低限記載し、その他は確定している内容のみとする。 ・記載項目は、土木工事現場必修「共5 施工計画書」による。	×	○
21	21	告知書(建設リサイクル法)対象工事の場合			○	○			※提出は不要とします。 ・発注者への告知について、監督員等の求めに応じて説明することとします。 ・建設リサイクル法対象工事受注者は、下請がある場合、NO.18の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業者を営む者)に告知する。 ・※下記のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成する。 ①土砂 1,000m ³ 以上 ②砕石 500t以上 ③加齢As混合物 200t以上 ・作成は原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※ を利用する。 ・上記によりがたい場合、監督員との協議により建設リサイクル報告書(Excel)での作成も可。 △COBRIS使用の場合、データともに提出不要(EXCELの場合施工計画書に含めて提出) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	○	○
22	22	再生資源利用計画書			○	△※			※下記のいずれか1つでも満たす排定副産物を搬出する工事で作成する。 ①土砂 1,000m ³ 以上 ②As混物 ③As塊 As塊 合計200t以上 建設発生 本社 建設発生 本社 ・作成は原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス) を利用する。 ・上記によりがたい場合、監督員との協議により建設リサイクル報告書(Excel)での作成も可。 △COBRIS使用の場合、データともに提出不要(EXCELの場合施工計画書に含めて提出) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	△	△
23	23	再生資源利用促進計画書			○	△※			書類作成の根拠	△	△

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(3/7)

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類	書類作成者		報告		書類作成の権限	大規模災害による災害復旧工事に 適用	
				発注者	受注者	監 督 員 等	提示			
施工体制 確認	24	施工体制台帳 (完請入、下請入に関する事項)	500 800 万円 万円 未満 未満	○	○	監督 員 等	監督 員 等	建設業法第24条の第1項 入契法第13条第1項 共通仕様書1-1-1-15 建設工事における施工体制台帳作成などの 取扱いについて(通知)	○	下請負人等一覧表は不要 とする
施工体制 確認	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)		○				-令和3年2月9日から提出不要	×	
施工体制 確認	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳へ添付)		○	○			-すべての下請契約について提出する	○	現場に備えれば提出は不要
施工体制 確認	27	施工体制台帳作成建設工事の下 請負人に対する通知の写し (施工体制台帳へ添付)		○				-令和3年2月9日から提出不要 ・受注者は、下請負人に対し、次の事項を書面により通知することにも書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要とされる旨並びに再下請負通知に係る書類を提出すべき場所	×	
施工体制 確認	28	施工体系図 (施工体制台帳へ添付)		○	○			・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることにもその写しを監督員等に提出しなければならぬ。	○	
施工体制 確認	29	建退共済注者用掛金取納書	×	○	○			・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに提出する。 ・※建退共済制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度」に加入の労働者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に監督員に提示する。	×	
設計図書 現地確認	30	中小企業退職金共済制度等加入証 明書類	×	○	○			・共済証紙の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係資料とともに求める場合がある。	×	
設計図書 現地確認	31	建退共済証紙受払簿	×	○	○			・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、事実が確認できる資料を監督員に提出し、確認を求めなければならない。以後の対応は契約書18条2～5号項ならびに19条による。	×	
設計図書 現地確認	32	設計図書照査確認資料 契約書18条 第1項該当なし		○	○		△	・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合、監督員へその旨を報告する。 ・△メールまたは口頭等で可とする	○	
設計図書 現地確認	33	設計図書修正必要あり 設計図書修正必要なし		○	○			・工事着手直後に測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、工事設計図書と差異が生じた場合、監督員等に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。 ・工事設計図書と差異が無い場合、監督員に測量結果を報告する。 ・△メールまたは口頭等で可とする	×	口頭やメール報告、 口頭やメール報告

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(4/7)

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者			受注者作成書類の位置付け			書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に適用			
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	監理員等	契約担当	監理員等	報告		提示	提出	提 出 ・ 報 告	通 用
施工状況															
施工管理	34	経緯表	×		○	△									
	35	材料承認関係資料			○	○									
	36	工事記録			○	△									
	37	工事打合せ簿			○	○	○								
	38	監督日誌			○										
施工状況	39	変更施工計画書	×	*	○	○									
	40	関係機関協議資料			○										
	41	地域住民との打合せ資料			○	○	*								
	42	材料品質規格証明書			○	○	*								
	43	レディミックスコンクリート納入書			○										
	44	材料等納入伝票	×		○										

令和3年9月 適用

書類等作成上の留意事項
 書類作成の根拠
 書類等作成上の留意事項
 書類作成の根拠
 書類等作成上の留意事項
 書類作成の根拠

△工事打合せの経緯等を二覽できるように整理記録する必要がある場合作成する。
 ・一括承認該当の製品およびJIS認定品は、提示、提出しなくても不要。
 ・設計図書で提出を求められている工事材料について、原本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに提出する。試験を行うこととする材料も同じ。
 ・共通仕様書に定める工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書を照合して確認した資料を事前に監督員等に提出し、監督員等の確認を受けなければならぬ。
 ・使用量が少ない買材は協議の上品質証明資料等の提出を省略できる。
 ・原則として作成は不要とする。
 ・受発注者協議の上必要とした場合は作成できる。
 △工事記録を作成しない場合、工事施工記録または「週間工事進捗」を提出する。
 ・令和3年4月より様式は図様式とする。
 ・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いないよう書類に記載しておく書類。打合せの各事項の主な定数は以下のとおり。
 ・「協議」：書面により契約関係の合意事項について、受発注者が対等の立場で合意し、結論を得ること。
 ・「指示」：監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により指示、実施させること。
 ・「承諾」：契約関係で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が書面により同意すること。
 ・日付順にまとめる。
 ・重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。
 ・※契約額500万円未満であっても、現場で発生した災害等への対応が必要な場合など、重要な変更がある場合は必要。
 ・現場作業終了後精算時の契約、および工期や数量だけの懸念な変更に伴う変更施工計画書は作成不要。
 ・工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
 ・諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示しなければならない。なお、監督員等から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
 ・※地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらない場合は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。
 ※「提出」は、設計図書で定められている材料がある場合。
 ・材料の品質を証明する。試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、検査時まで監督員等に提示するとともに、監督員等の請求があった場合には遅滞なく提示する。
 ・受注者は、納入書に打印完了時間を記入し、荷受け欄にサインをする。納入書は整理保管し、監督員等の求めに応じて提示する。
 ・使用材料等の量を確認する必要がある場合や、納入時期の確認が必要な場合等、監督員等から要請があった場合、速やかに提示する。

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(5/7)

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要書類		書類作成者	発注者作成書類の位置付け		提出	報告 提示	書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に 適用
			500万円未満	800万円未満		発注者	受注者				
	45	立会依頼			○	○*				共通仕様書1-1-1-24	×
	46	段階確認書 (添付資料) ・出来形管理表、 又は出来形管理図 ・写真(臨場した場合は不要)			○	○*				共通仕様書1-1-1-24 写真管理基準	○
	47	休日・夜間作業届 ※現場上工事の場合			○	○*				共通仕様書1-1-1-47	
安全管理	48	安全教育訓練実施資料	×		○			○		共通仕様書1-1-1-97	○
	49	工事事故速報、報告書			○	○*				共通仕様書1-1-1-37、1-1-1-40	△
	50	現場作業届			○			○*		土木工事現場必携 共8-47	○
	51	過積載防止対策	×		○	○				現場説明書の周辺環境保全関係(4) 過積載の防止	○
工事 状況 書類	52	実施工程表			○	○		○		土木工事施工管理基準第(1)	△
	53	工事履行報告			○	○		○		契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34	×
出来形管理	54	出来形管理表又は出来形管理図			○	○		○		共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第(2)	○
	55	80%出来形図・数量計算書			○	○		○		共通仕様書1-1-1-26	○
品質管理	56	品質管理表又は品質管理図			○	○		○		共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第(3)	○

【別紙】「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(6/7)

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者	提出		報告	提示	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に適用	
			別不要書類	500万円未満		800万円未満	発注者					受注者	監理員等
その他	57	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※産業廃棄物が搬出される工事	○	○	○	○	○	○	○	縦書きは電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示しなければならぬ。 マニフェスト手続が経過がわかるNO72の集計表を作成し、検査時までに提出する。	産業物処理法第12条 共通仕様書 1-1-1-23	○	
	58	県外産資材使用報告書	○	○	○	○	○	○	○	県外産資材を使用する場合、使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。 県内産とは県内企業が生産した製品をいいます。 報告が必要なのは、「生コン」「砕石」「加酸As合材」「Co二次製品」とします。	共通仕様書材料編2-2-13-5	×	
	59	県産土不用品産地証明書	○	○	○	○	○	○	○	木材は原則として県産材を使用する。 施工計画提出時、監督員の確認を受ける。証明書は、しゅん工書類として提出する。	共通仕様書材料編2-2-4-1	×	
	60	下請契約における 県外企業採用報告書	○	○	○	○	○	○	○	提出は不要とする。	特記仕様書	×	
契約関係書類	61	契約書に添付する届出 ※事業発生毎同時	○	○	○	○	○	○	○	中間前払金認定請求、「指定部分完成検査」、「出来形検査」、「修補関係」、「部分使用関係」等	工事請負契約書	○	
工事書類	62	出来形管理表又は出来形管理図	×	○	○	○	○	○	○	NO.54により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書 1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)	○	出来形管理図は不要とする
	63	100%出来形図	○	○	○	○	○	○	○	NO.54の出来形測量の結果が、設計図書に示された数量に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	共通仕様書 1-1-1-25	○	
	64	品質管理表又は品質管理図	×	○	○	○	○	○	○	NO.56により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書 1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)	○	
	65	品質証明書 ※設計図書で品質証明の対象工事と 明示された場合	○	○	○	○	○	○	○	品質証明員が工事施工中において必要と認められる時期及び検査の事前品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書 1-1-1-27(1)	△	対象工事の場合は提出
	66	品質記録保存(対象構造物が要領に 該当する場合)	○	○	○	○	○	○	○	建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書 1-1-1-33	○	
	67	工事写真	○	○	○	○	○	○	○	施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、検査時に提出しなければならない。	土木工事施工管理基準第8 写真管理基準 電子納品に係る実施要領	○	
その他	68	創意工夫・社会性等に関する説明 資料※該当項目有の場合	×	○	○	○	○	○	○	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出することができる。	共通仕様書 1-1-1-54	×	
	69	再生資源利用実施書	○	○	○	○	○	○	○	※下記のいずれか1つでも満たす裏書資料を輸入する工事で作成する。 ①土砂 1,000m ³ 以上 ②砕石 500t以上 ③加酸As混合物 200t以上 作成は原則としてOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称OBRIS)※ を利用する 上記によりがたい場合、監督員との協議により建設リサイクル報告様式(Excel)での作成も可。 再生資源報告書に添付して提出 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycejaci.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口項	△	No.71再生資源化報告書を提出する場合は提出(添付書類)とする
	70	再生資源利用促進実施書	○	○	○	○	○	○	○	※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycejaci.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口項	△	No.71再生資源化報告書を提出する場合は提出(添付書類)とする

【別紙】 「工事書類一覧(大規模災害による災害復旧工事に適用)」(7/7)

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類	書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠	大規模災害による災害復旧工事に 適用	
				発注者	受注者	提出	報告			提出・ 報告	提示
	71	再資源化等報告書	500 800 万円万円 未済未済	○	○	○	○	・特定建設資材廃棄物の再資源化完了時、提出する。発注者保管。 木(2)7イ項	建設リサイクル法 第18条1項、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再資源活用工事実施要領(土 木)(2)7イ項	○	適用
	72	マニフェスト集計表		○*	○	○	○	・廃棄物種類毎に集計する。※マニフェストを発行した廃棄物がある場合。	土木工事現場必携 共12-57	○	適用
契約関係書類	73	完成通知書(しゅん工届)		○	○	○	○		工事請負契約書第31条1項	○	適用
	74	引渡書		○*	○	○	○	※引渡を求める場合。	工事請負契約書第31条4項	○	契約書類
	75	請求書		○	○	○	○		工事請負契約書第32条1項	○	適用

【工事関係書類一覧表について】

- 1 本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書 共通編1-1-1-27「工事しゅん工書類の納品」1-1-1-1「一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 2 書類等を作成する順番に配慮して記載しているが、種別によっても整理しており、必ずしも作成する順番になっていない場合もある。
- 3 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

【契約額別不要書類について】

- 1 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならぬもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に問わず作成・収集等を行う必要がある。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がある場合がある書類である。

【受注者作成書類の位置付けの定義】

上表に記載されていない詳細な内容、区分等については、長野県土木工事共通仕様書の該当項目を合わせて参照すること。

「提出」

： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対し工事に関する書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。

書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

「報告」

： 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

「提示」

： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等または検査職員に対して工事に関する書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

「連絡」

： 監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名

または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

20 建政技第 82 号
平成 20 年(2008 年)6 月 9 日

建設部 現地機関の長 様
関係部 (局) 各課の長 様

技術管理室長

工事 (委託業務) の適正な執行について

公共工事の品質確保については、工事 (委託業務) の監督及び検査並びに工事 (履行) 中及び完成時の施工 (履行) 状況の確認及び評価その他事務を適切に実施することが不可欠です。工事 (委託業務) の適正な施工 (履行) を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるよう、下記に留意の上、執行願います。

また、不適格事例については (別紙) を参考に対応願います。

特に「履行遅滞」「粗雑工事 (業務)」については厳正に必要な措置を講ずるようご配慮願います。

記

- 1 契約した工期 (履行期間) を厳守する。
- 2 監督を適正に実施する。なお、以下について特に留意する。
 - (1) 工事にあたっては、設計図書に基づく工程管理、立合い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査 (確認含む) を適正に実施し、「履行遅滞」「粗雑工事」を防止する。
 - (2) 委託業務にあたっては、進捗確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他履行状況の調査 (照査の徹底) を適正に実施し、「履行遅滞」「粗雑業務」を防止する。
- 3 工事 (委託業務) 着手が遅れ一定の期間が経過した場合は、「催告書」により内容証明郵便で通知し、受注者の意志を確認する。(別添文例参照)
- 4 「催告書」で通知したにもかかわらず受注者の意志が確認できない場合は、契約解除を含め厳正な措置をとる。
- 5 受注者の都合で工期 (履行期間) 内完了できない場合は、工期 (履行期間) 延長せずに「履行遅滞」の対象とする。
- 6 工事 (委託業務) 成績評定は、施工 (履行) 監理状況を適正に反映する。
- 7 履行遅滞及び粗雑工事 (業務) が生じた場合、「受注希望型競争入札及び参加希望型競争入札における履行遅滞及び粗雑工事に対する事務処理規程」に基づき対応する。(平成 16 年 5 月 28 日付け 16 監第 32 号)

建設政策課 技術管理室	
手塚秀光 (室長) 城下賢美	
太田茂登 (担当)	
電 話	026-235-7312 (内線 3330)
	026-235-7312 (直通)
防 災 電 話	8-231-3330
F A X	026-235-7482
Email	gi.jukan@pref.nagano.jp

不適合事例への対応について

1 不適合事例への対応

【 不適合事例 】	【 対応 】
<p>○一括下請の疑い 入札時提出資料から一括下請の疑いがある。</p>	<p>①内訳書等提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領第8(入札無効)に「建設業法第22条違反のおそれがあると発注者が判断した入札書」の項目を追加する。 ②落札者決定までの間に審査し、要領に基づき入札無効とする。</p>
<p>○履行遅滞 a 受注者の責に帰すべき理由により、着工すべき期限が到来しても未着工である。 b 受注者の責に帰すべき理由により、工事(業務)完了期限を越えても工事(業務)が完了しない。</p>	<p>①文書催告を行い、工事(業務)続行の意思確認をする。 ②工事(業務)続行の意志がない場合、契約解除し、要領に基づき指名停止措置を行う。 ③文書催告後、工事(業務)完了期限を越えた場合、工期(業務)期限の翌日から完了届提出日までの間、入札公告している他の案件の入札から排除する。 ④工事(業務)成績評価を厳格に適用する。 ⑤工事(業務)成績を発注要件に反映する。</p>
<p>○粗雑工事(業務) a 工事(業務)中に受注者の責に帰すべき理由による改造請求・修補請求を出した。 b 工事(業務)完了検査で文書修補指示を出した。 c 工事(業務)完了後に受注者の責に帰すべき理由による粗雑工事(業務)が発覚した。</p>	<p>①改造請求及び文書修補指示に対する改造・修補工事(業務)施工計画書の期限を定めた提出を義務付ける。 ②改造請求又は文書修補指示を出された者については、改造・修補施工計画書提出期限の翌日時点で入札公告している他の案件の入札を無効とする。 ③受注者の責に帰すべき理由による粗雑工事(業務)の場合、要領に基づき指名停止を行う。 ④工事(業務)成績評価を厳格に適用する。 ⑤工事(業務)成績を発注要件に反映する。</p>
<p>○施工体制台帳の記載漏れ a 台帳と異なる下請業者が存在していた。 b 台帳に記載のない下請業者が存在していた。</p>	<p>①注意を喚起するとともに、記載誤りの場合は、施工体制台帳を訂正させる。 ②工事(業務)成績評価を厳格に適用する。 ③工事(業務)成績を発注要件に反映する。</p>
<p>○施工体制不備 地域住民や下請業者からの苦情が多い。</p>	<p>①工事(業務)成績評価を厳格に適用する。 ②工事(業務)成績を発注要件に反映する。</p>
<p>○安全管理措置不適切 安全管理措置不適切による事故を発生させた。</p>	<p>①安全管理措置不適切と認められた時点で、要領に基づき指名停止を行う。 ②工事(業務)成績評価を厳格に適用する。 ③工事(業務)成績を発注要件に反映する。</p>

2 不適合事例の防止策

- 優良業者の育成……………業者の現場管理能力向上のための研修会を定期的に行う。
- 現場監督体制の充実……………複数の職員による監督体制を検討する。
検査体制を充実し、検査室による抜き打ち検査の頻度を高める。(検査室)
- 職員の監督技術向上……………監督技術向上のための研修会を定期的に行う。
業者との意見交換会を定期的に行い、業者の視点からみた監督体制の点検を行う。